

源泉徴収義務者向け 「定額減税説明会」のご案内

事前
予約制

定額減税とは

- 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。
- 定額減税の対象となる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。
- 定額減税額は、次の①及び②の金額の合計額となります。
 - ① 所得者本人…3万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ いずれも居住者に限ります。
- 定額減税の制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」（随時最新情報に更新します。）をご覧ください。


国税庁HP
定額減税特設サイト



定額減税説明会

定額減税説明会では、源泉徴収義務者（給与等の支払者）の定額減税事務などについて動画やQ & Aにより説明します。

説明会は、LINEアプリ又は電話による「事前予約制」となっています。

開催日	開催場所・時間	定員	予約方法・期限
令和6年4月3日(水)	【開催場所】 滝川税務署 滝川市大町1丁目8番14号 【開催時間】 ①10:00～11:00 ②14:00～15:00	【各説明会】 定員 10名	【LINE予約】 ① LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加 友達追加はこちらから 
令和6年4月11日(木)			② 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択 ③ 「定額減税の説明会に申し込む」を選択 ④ 税務署や来場希望日時を選択 ⑤ 内容を確認して「申込」をタップ ⑥ 入場時に申込完了画面を提示 ～申込期限：開催日前日17時まで～
令和6年4月15日(月)			【電話予約】 滝川税務署 法人課税部門 TEL 0125-24-4014(ダイヤルイン) ～申込期限：開催日前日17時まで～
令和6年4月23日(火)			
令和6年5月8日(水)			
令和6年5月13日(月)			
令和6年5月21日(火)			
令和6年5月23日(木)			